補助金交付申請書の作成チェックリスト(補助事業が適正に行われるか確認)

| 番号 | 書類等 | | |
|----|--|--|--|
| 1 | 合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付申請書 | | |
| | □ 補助対象区域ですか。(下水道整備区域は対象外) | | |
| | □ 住宅、土地の所有が、 | 共有の場合や申請者以外の方の場合は、 <u>委任状</u> が必要となります⇒2 へ | |
| 2 | 住宅、土地の所有者の委任状 (補助金の交付申請と浄化槽設置工事に関する委任) | | |
| | 住宅、土地の所有者は | ① 申請者だけである。 → 委任状は必要ありません。 | |
| | | ② 共有者がいる。 → 共有者の委任状が必要です。 | |
| | | ③ 申請者ではない。 → 所有者の委任状が必要です。 | |
| 3 | 事業実施計画書・収支予算書 (場合に応じて添付書類が必要) | | |
| | □ 工事には着手していません。(補助金交付決定前に着手している場合は補助対象外) | | |
| | □ 人槽が実処理人数(化 | 使用水量)を踏まえたものとなっていますか。(延べ面積の計算により大きな | |
| | ものになっていません | んか。) | |
| | 実処理人数より大き | な人槽を設置する場合 ⇒設置人槽の理由及び設置基準緩和届等の事前説明 | |
| | | に関する計画確認書の提出が必要です。 | |
| | □ 7人槽から5人槽にする場合 ⇒設置基準緩和届の手続きが必要です。 | | |
| | □ 既設単独処理浄化槽・汲み取り槽がある場合は転換事業計画書 ⇒4へ | | |
| | □ 必要に応じて設置基準緩和届等の事前説明に関する事業計画確認書 | | |
| | □ 宅内配管補助の対象 | となる場合は、施工計画確認表による桝箇所数、布設延長等の事前協議 | |
| 4 | 転換事業計画書(既設槽の状況、転換後の既設槽の処分方法等) | | |
| | □ 最終清掃から最終処: | 分までの全ての工程を記載してください。 | |
| | □ 止むを得ず、計画段階で不撤去または一部撤去の方針が確定している場合はその理由を記載した | | |
| | 書類(様式問わず)を提出してください。 | | |
| | ※施工後の状況判断により、不撤去または一部撤去とする場合は、その理由を記載した書類(様式 | | |
| | 問わず)の提出と変更事業計画書・変更収支予算書の提出が必要になります。 | | |
| 5 | 既設槽の状況等の確認書 | 類 | |
| | 単独処理浄化槽の場合は清掃記録票、法定検査結果書等の写し | | |
| | □ 汲み取り槽がある場合は、し尿収集通知書の写し、現況写真等 | | |
| | □ 災害関係、転入、下水道使用住宅からの転居等は適宜、必要書類等を指示 | | |
| 6 | 浄化槽の配置図、土圧による影響が分かる図面、床面積が分かる図面 | | |
| | | る影響が考慮されていますか。 | |
| | | 45 度の場合、設置場所までの距離>浄化槽の高さ | |
| 7 | 見積書の写しについて | | |
| | □ 浄化槽設置工事費、配管布設費及び撤去処分(再利用)費の項目に分けて明記していますか。 | | |
| | □ 補助対象となる配管布設費、撤去処分(再利用)費部分を取り出した内訳明細が確認できますか。 | | |
| | (例) 工事費…浄化槽本体費、材料費、掘削費、埋設費、上部スラブ費など | | |
| | 配管費…配管工事費、桝設置、雑材消耗費、舗装切断、復旧費など | | |
| | ※施工計画確認表の工種、数量が確認できるものが望ましい。 | | |
| | 撤去費…清掃費、消毒代、掘削及び撤去費、処分費など | | |
| | 単独浄化槽の再利用費…清掃費、消毒代、不要管の撤去及び管口閉塞、調整費など | | |
| | □ 費用に補助対象外の約 | 発費が含まれていませんか。 | |

| 8 | 所管官庁への申請手続、届出書類の写し | |
|-----|---|--|
| | □ 建築確認通知書及び屎尿浄化槽調書の写し(建築確認申請を伴う場合) | |
| | □ 浄化槽設置届出書の写し(建築確認申請を伴わない場合) | |
| 9 | 賃貸人の承諾書 (専用住宅を借りている場合に限ります) | |
| 10 | 国庫補助指針に適合する浄化槽として登録されたことを証する登録証(市町村用) | |
| 10 | ※全国浄化槽推進市町村協議会の登録制度 | |
| 11 | 登録浄化槽管理票 (C票) | |
| | ※浄化槽メーカーが発行。2通(一通は写し) | |
| 12 | 浄化槽機能保証制度に基づく保証登録証 | |
| | ※全国浄化槽団体連合会(富山県浄化槽協会)による登録確認 | |
| 13 | 浄化槽法定検査依頼書の写し (浄化槽法第7条・第11条) | |
| | ※富山県浄化槽協会への検査依頼書。検査手数料が口座振替の方は口座振替依頼書の写しを追加 | |
| 4.4 | 浄化槽設備士免状の写し | |
| 14 | ※昭和 62 年 3 月以前の免状については、小規模合併処理浄化槽施工技術特別講習会の修了証を添付 | |

お問い合わせ

氷見市上下水道課 電話番号: 0766-74-8207